運営状況概要書

（公益８）

法人名：　　**公益財団法人　秋田県林業公社**　　設立年月日　昭和41年4月1日

1　法人の概要

代表者職氏名	理事長　齊藤　正喜	基本財産等	10,000千円	県出資等額及び比率	10,000千円	(100.0%)	所管部課名	農林水産部林業木材産業課
設立目的	県内の未利用原野や低質広葉樹林などにおいて、経済性の高い森林の造成を通じ、国土の保全と農山村経済の振興を図ることを目的に設立。							
事業概要	1.分収林整備事業、2.森林資源の調査に関する事業、3.森林・林業の普及啓発に関する事業							
関連法令、県計画	分収林特別措置法							

役員数 (R7.7.1現在)	理事		監事		評議員		計	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
	1	5		2		4	1	11

職員数 (R7.4.1現在)	正職員	出向職員	臨時・嘱託	計
	11	1(1)	4	16(1)

※役員と職員を兼ねている者の人数は、役員と職員の両方に計上し、職員数には括弧（内数）で表示。

2　法人の行動計画(令和４～７年度)

県関与のあり方	継続	経営状況	健全化が必要	取組の方向性	・要経営改善　・公益的事業の安定実施

目標
○「第11次長期経営計画」Ⅱ基本方針の【重点事項】に基づき、分収造林契約の変更等により、収支を改善するとともに、市場のニーズに対応する計画的かつ効率的な森林施業を展開する。

取組
○収支の改善に向け、分収契約期間の延長や針広混交林化施業の同意に取り組む。
(1) 分収契約期間の延長（50年→80年）　【目標】Ｒ４年度：104ha、Ｒ５年度：20ha、Ｒ６年度：20ha、Ｒ７年度：20ha
(2) 分収割合の変更（林業公社分６割→７割）【目標】Ｒ４年度：24ha、Ｒ５年度：20ha、Ｒ６年度：20ha、Ｒ７年度：20ha
(3) 針広混交林化・広葉樹林化施業の同意　【目標】Ｒ４年度：4ha、Ｒ５年度：20ha、Ｒ６年度：20ha、Ｒ７年度：20ha
(4) 除地協定の締結　【目標】Ｒ４年度：47ha、Ｒ５年度：20ha、Ｒ６年度：20ha、Ｒ７年度：20ha
○市場ニーズに対応した森林施業を展開するため、収穫間伐事業に取り組む。
(1) 収穫間伐事業の実施　【目標】Ｒ４年度：706ha、Ｒ５年度：784ha、Ｒ６年度：680ha、Ｒ７年度：692ha

3　財務

①正味財産増減計算書　(単位:千円)

区　分	令和５年度	令和６年度
経常収益	501,544	786,460
基本財産・特定資産運用益		
受取会費・受取寄附金		
受託事業収益	10,454	8,673
自主事業収益	481,517	358,420
受取補助金・受取負担金		
その他の収益	9,573	419,367
経常費用	897,090	735,230
事業費	774,062	576,772
管理費	123,028	158,458
人件費(事業費分含む)	78,780	84,190
森林資産勘定振替額	408,772	△ 46,520
当期経常増減額	13,226	4,710
経常外収益	7,350	10,061
経常外費用	25,282	34,265
当期経常外増減額	△ 17,932	△ 24,204
当期一般正味財産増減額	△ 4,706	△ 19,494
当期指定正味財産増減額	405,827	351,723
当期正味財産増減額合計	401,121	332,229

②貸借対照表　(単位:千円)

区　分	令和５年度	令和６年度
流動資産	402,331	385,252
固定資産	65,227,520	65,616,778
資産計	65,629,851	66,002,030
流動負債	615,426	595,478
短期借入金	490,551	491,924
固定負債	42,524,401	42,584,299
長期借入金	36,614,925	36,675,416
負債計	43,139,827	43,179,777
指定正味財産	22,661,737	23,013,460
うち基本財産充当額	10,000	10,000
一般正味財産	△ 171,713	△ 191,207
うち基本財産充当額		
正味財産計	22,490,024	22,822,253
負債・正味財産計	65,629,851	66,002,030

※端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

＜主な経営指標＞

項　目	令和５年度	令和６年度	増減※
経常収支比率（経常収益÷経常費用）	55.9%	107.0%	＋51.1
流動比率（流動資産÷流動負債）	65.4%	64.7%	△0.7
自己資本比率（純資産計÷負債・純資産計）	34.3%	34.6%	＋0.3
有利子負債比率（有利子負債÷純資産計）	23.5%	19.6%	△3.9

※端数処理の関係で増減が一致しないことがある。

＜退職給与引当状況（単位:千円)＞

要支給額	引当額	引当率(%)
11,255	11,255	100.0%

③県の財政的関与の状況（事業費補助・委託を除く）　(単位:千円)

区　分	令和５年度	令和６年度	支出目的等
年間支出			
年度末残高	37,105,475	37,169,340	秋田県林業開発基金（秋田県林業開発資金貸付金）、日本政策金融公庫借入金損失補償

運営状況評価表

（公益８）

法人名：　公益財団法人　秋田県林業公社

Ⅰ　自己評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【令和６年度実績】 ○分収契約期間の延長（50年→80年）：26ha（前年度：22ha、目標：20ha） ○分収割合の変更（林業公社分６割→７割）：21ha（前年度：20ha、目標：20ha） ○針広混交林化・広葉樹林化施業の同意：21ha（前年度：20ha、目標：20ha） ○除地協定の締結：20ha（前年度：22ha、目標：20ha） ○収穫間伐事業の実施：610ha（前年度：746ha、目標：680ha）	【令和６年度実績】 ○経常収益：786,460千円（前年度：501,544千円） ○経常費用：735,230千円（前年度：897,090千円） ○森林資産勘定振替額：△46,520千円（前年度：408,772千円） 　※Ｊ－クレジット販売収益により、森林資産勘定振替額がマイナスになっている ○当期経常増減額：4,710千円（前年度：13,226千円）
【自己評価】　評価　A ○分収造林契約の変更については、土地所有者との交渉の結果、行動計画における目標を達成することができた。 ○収穫間伐事業の実施については、令和６年７月の大雨災害の影響により一部事業の中止が発生し、面積としては目標を達成できなかったものの、間伐材積は法人の事業計画どおり生産できたため、Ａ評価とする。今後は、災害状況の把握に努め、事業可能な森林を抽出することにより、達成に向けた取組を進めてまいりたい。	【自己評価】　評価　B ○当期経常増減額は、販売用資産売却収益により4,710千円の黒字となった。 ○経常増減額は黒字となったが、森林資源が主伐期を迎えていないことからまとまった伐採収入を確保できず、引き続き県借入金を必要としている。 ○林業公社会計基準の適用により、森林資産勘定振替（△46,520千円）を行うことで経常収支比率が±５%以内になることから、単年度損益の収支均衡が図られているとしてＢ評価とする。

Ⅱ　所管課評価

1 行動計画における目標及び取組の達成状況	2 経営状況
【所管課評価】　評価　A ○目標が未達成となった収穫間伐事業の実施については、災害発生時など不測の事態への備えを進めながら目標達成に取り組んでいただきたい。 ○収穫間伐事業は、目標面積は達成しなかったものの、間伐材積は法人の事業計画に達したため、Ａ評価とする。	【所管課評価】　評価　B ○林業公社会計基準の適用による森林資産勘定振替（△46,520千円）により、単年度損益の収支均衡が図られているが、引き続き、県借入金を必要とする財務状況が続いており、長期経営計画に基づく事業を着実に進め、累積債務の解消に取り組んでいただきたい。

Ⅲ　委員会評価

総合評価	法人全体の取組・運営状況に関するコメント
B	○行動計画に定める目標を概ね達成している点は評価できるが、経営状況については県借入金を必要とする財務状況が継続していることから、収穫間伐事業の確実な実施等により、借入金の圧縮に努めてもらいたい。

【委員からの提言】

○法人が策定する長期経営計画に基づき、経営状況の改善に向けた取組を着実に進めてもらいたい。
○行動計画においては、「Ｊ－クレジット」販売に係る目標設定も検討されたい。

委員会評価を踏まえた対応方針

法人の対応方針	所管課の対応方針
○事業執行体制の整備や木材市況の把握に努めながら、長期経営計画に基づく収穫間伐事業等を着実に実施し、経営状況の健全化を図る。 ○「Ｊ－クレジット」販売については、現時点において取引価格の相場が不透明なため、市場状況を見極めながら、適時の販売促進に努めていく。	○収穫間伐事業の確実な実施や分収割合の変更に加え、令和４年度から取り組んでいる「Ｊ－クレジット」販売による収益確保により、長期経営計画に基づく事業の円滑な実施に努めていただきたい。

法人名　(公財)秋田県林業公社

①令和７年度計算書類等

法人所管課　林業木材産業課

公益財団法人秋田県林業公社定款

第１章　　総則

（名称）

第１条　この法人は、公益財団法人秋田県林業公社と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

２　この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第２章　　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、秋田県内において、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるとともに、森林資源の持続的利用を図るための森林整備の推進や、森林・林業に関する普及啓発等を行うことにより、自然環境の保全、県土の緑化、農山村の振興並びに県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）分収造林及び分収育林に関すること

（２）森林の経営及び施業の受託並びに森林に関する調査の受託に関すること

（３）分収造林及び分収育林制度の促進に関すること

（４）森林・林業の普及啓発に関すること

（５）林業の経営、技術の指導等林業の振興に関すること

（６）その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　　資産及び会計

（財産の種別）

第５条　この法人の財産は、基本財産、及びその他の財産の２種類とする。

２　基本財産は、第４条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で定めたものとする。

３　その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

（基本財産の維持及び処分の制限）

第６条　基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって適正に維持及び管理しなければならない。

２　基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

（財産の管理）

第７条　この法人の財産の管理は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理規程によるものとする。

(事業年度)

第８条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第９条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第３号から第７号までの書類については会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

（１）事業報告
（２）事業報告の附属明細書
（３）貸借対照表
（４）損益計算書（正味財産増減計算書）
（５）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
（６）財産目録
（７）キャッシュ・フロー計算書

２　前項の承認を受けた書類のうち、第１号、第３号、第４号、第６号及び第７号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第64条において準用する同規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第１号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

３　第１項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に５年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（１）監査報告
（２）会計監査報告
（３）理事及び監事並びに評議員の名簿
（４）理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
（５）運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条　理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第３項第５号の書類に記載するものとする。

第４章　　評議員

（評議員）

第12条　この法人に評議員３名以上６名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第13条　評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、評議員１名、監事１名、事務局員１名、次項の定めに基づいて選任された外部委員２名の合計５名で構成する。

３　評議員選定委員会の外部委員は、次のいずれかにも該当しない者を理事会において選任する。

（１）この法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。）の業務を執行する者又は使用人

（２）過去に前号に規定する者となったことがある者

（３）第１号又は第２号に該当する者の配偶者、３親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む。）

４　評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

５　評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任者と判断した理由を委員に説明しなければならない。

（１）当該候補者の経歴

（２）当該候補者を候補者とした理由

（３）当該候補者とこの法人及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

（４）当該候補者の兼職状況

６　評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の１名以上が出席し、かつ、外部委員の１名以上が賛成することを要する。

７　評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

８　前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

（１）当該候補者が補欠の評議員である旨

（２）当該候補者を１人又は２人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

（３）同一の評議員（２人以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該２人以上の評議員）につき２人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

９　第７項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10　評議員は、この法人の理事及び監事又は使用人を兼ねることができない。

11　評議員に異動が生じたときは、２週間以内に変更の登記をし、遅滞なくその旨を行政庁に

届け出なければならない。

（任期）

第14条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3　評議員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第15条　評議員は無報酬とする。

2　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第５章　評議員会

（構成）

第16条　評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第17条　評議員会は、次の事項について決議する。

（１）理事及び監事並びに会計監査人の選任及び解任

（２）理事及び監事の報酬等の額

（３）評議員に対する報酬等の支給の基準

（４）貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

（５）定款の変更

（６）残余財産の処分

（７）基本財産の処分又は除外の承認

（８）その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第18条　評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種類とする。

2　定時評議員会は、毎事業年度終了後３箇月以内に１回開催する。

3　臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第19条　評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2　評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第20条　評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員のうちから選出する。

（決議）

第21条　評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が

出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（１）監事の解任

（２）評議員に対する報酬等の支給の基準

（３）定款の変更

（４）基本財産の処分又は除外の承認

（５）その他法令で定められた事項

3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第１項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第１項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第22条　評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人２名は前項の議事録に記名押印する。

第６章　　役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第23条　この法人に、次の役員を置く。

（１）理事３名以上６名以内

（２）監事２名以内

2　理事のうち１名を理事長とする。

3　理事長以外の理事のうち１名を専務理事とすることができる。

4　第２項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の専務理事をもって業務執行理事とする。

5　この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第24条　理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2　理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４箇月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条　監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第27条　会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書、財産目録、キャッシュ・フロー計算書を監査し、会計監査報告を作成する。

2　会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1）会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2）会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第28条　理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4　理事又は監事は、第23条第１項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお、理事又は監事としての権利義務を有する。

5　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第29条　理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2　会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

3　監事は、会計監査人が前項第１号から第３号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第30条　理事及び監事に対しては、評議員会において、別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

２　理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

３　会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

第７章　　理事会

（構成）

第31条　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権限）

第32条　理事会は、次の職務を行う。

（１）この法人の業務執行の決定

（２）理事の職務の執行の監督

（３）理事長及び専務理事の選任及び解職

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときには、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第34条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第35条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（議事録）

第36条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２　出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第８章　　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条　この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

２　前項の規定は、第３条に規定する目的及び第４条に規定する事業並びに第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

（解散）

第38条　この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第39条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から１箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は秋田県に贈与する。

(残余財産の帰属)

第40条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第17号に掲げる法人又は秋田県に贈与する。

第９章　　公告の方法

(公告の方法)

第41条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附　則

１　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

２　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第１項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第８条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

３　この法人の設立の登記日現在の最初の理事及び最初の監事は、次に掲げる者とする。

理事　　福井敬二　板倉聡　松橋和夫　齊藤敏行　酒井俊一　小坂安孝

監事　　木村　了　前田正人

４　この法人の最初の理事長は福井敬二　専務理事は小坂安孝　会計監査人は河野隆治とする。

５　この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

藤井英雄　佐藤重芳　菊地成一　兼子富市　武田英文　小松佳和

出 資・出 捐 者 名 簿

法人名　公益財団法人秋田県林業公社

出資・出捐者	区 分	金　　額 （円）	比率(%)	備　考
秋田県	出 捐	10,000,000	100.0	
計		10,000,000	100.0	

秋田県出資・出捐法人　役員名簿

法　人　名　：　公益財団法人秋田県林業公社

時　　点　：　令和7年7月1日

番号	役職名称	氏名	職名
1	評議員	小松　佳和	秋田県森林組合連合会代表理事会長
2	評議員	大坂　真一	秋田県木材産業協同組合連合会理事長
3	評議員	佐藤　総栄	秋田県素材生産流通協同組合理事長
4	評議員	川口　一	秋田県森林・林業・林産業活性化推進議員の会会長
5	理事長	齊藤　正喜	秋田県農林水産部次長
6	理　事	笹村　守	秋田県森林組合連合会参事
7	理　事	仙北谷　彰	秋田県素材生産流通協同組合専務理事
8	理　事	櫻田　良弘	(公財)秋田県林業労働対策基金専務理事
9	理　事	酒井　俊一	指導林家
10	専務理事	高橋　正実	秋田県農林水産部課長待遇
11	監　事	髙井　宏司	公認会計士・税理士
12	監　事	小坂　安孝	学識経験者
13	会計監査人	河野　隆治	公認会計士・税理士
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			

番号	役職名称	氏名	職名
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			

令和７年度　事業計画書

Ⅰ　事業計画

森林が有する国土保全や水源かん養等の機能に加え、脱炭素社会の実現に向け、森林の二酸化炭素吸収源としての役割に大きな期待が寄せられていることから、間伐等の適切な森林整備の着実な実施がますます重要になっている。

このような中、令和７年度は、第11次長期経営計画の３年目であり、経営の柱である収穫間伐事業を着実に実施するとともに、木材の安定供給と環境保全に寄与していく。

また、県営林の整備に向けた立木調査等の受託や、ニューグリーンマイスター育成学校への講師派遣等による普及啓発等、公益目的事業の推進に積極的に取り組む。

（１）分収林整備事業
- 保育事業として、若齢林の間伐を61ha計画
- 収穫事業として、６齢級以上の生育良好な林分の収穫間伐を646ha計画
- 収穫間伐予定箇所において、作業道の開設を7,280m計画

（２）販売事業
- 主伐事業として、契約期間が満了となった林分54haについて立木処分を計画
- 収穫間伐事業として、間伐材32,343㎥の販売を計画

（３）受託事業
- 分収林施業転換推進事業として、施業方法や分収比率の見直しについて土地所有者と交渉し、40haの契約変更を計画

（４）普及啓発事業
- ニューグリーンマイスター育成学校、「緑の雇用」フォレストワーカー研修へ講師を派遣
- 県内の幼稚園等に対し、間伐材を利用したクリスマスツリーをプレゼント
- 公社の活動内容等について県民に幅広く周知するため、ホームページの充実を図るとともに、ＳＮＳ等による多様な情報発信に取り組む
- 土地所有者に対しては「林業公社だより」を発送するなど、公社経営状況等の情報提供を継続して実施

（１）分収林整備事業

項　目		当年度計画	前年度計画	備　考
① 保育事業		61 ha	82 ha	分収林の健全な生育を図るための施業
	除伐事業	－ ha	－ ha	３～５齢級を主体に不用木の除去
	間伐事業	61 ha	82 ha	５～７齢級を主体に不用木の除去、不良木の淘汰
② 収穫事業				
	収穫間伐事業	646 ha	681 ha	６齢級以上の生育良好な林分における搬出間伐
	販売委託	32,343 ㎥	34,526 ㎥	秋田県森林組合連合会へ販売委託
③ 付帯事業				分収林の基盤整備及び森林保護等
	作業道開設事業	7,280 m	14,400 m	効率的な木材搬出のための作業道開設
	道路補修事業	19 か所	19 か所	既設作業道及び周辺道路の排水施設・路盤補強

（２）販売事業

項　　　目		当年度計画	前年度計画	備　　　考
① 主伐事業		54 ha	31 ha	契約期間満了に係る契約地等の立木処分等
② 収穫間伐事業		32,343 ㎥	34,526 ㎥	搬出間伐に伴う素材販売
	製材	13,277 ㎥	14,172 ㎥	木材流通センター共販・山元販売等
	合板材	11,822 ㎥	12,445 ㎥	合板製造工場への搬入
	バイオマス材	7,244 ㎥	7,909 ㎥	チップ工場への搬入

（３）受託事業

項　　　目		当年度計画	前年度計画	契約者・内容
分収林施業転換推進事業(契約変更)		40 ha	40 ha	秋田県美しい森林づくり協議会 ・土地所有者に対する契約変更交渉
	施業方法の見直し(針広混交林化)	20 ha	20 ha	
	分収比率の見直し	20 ha	20 ha	

（４）普及啓発事業

項　　　目	内容	実施予定時期
① 緑の募金	街頭キャンペーン活動 (秋田駅前 仲小路大屋根下など)	令和７年４月
② ニューグリーンマイスター育成学校	講師派遣(測樹、測量)	令和７年５月
③ 「緑の雇用」フォレストワーカー１年次生集合研修	講師派遣(測樹、測量)	令和７年６月
④ クリスマスツリープレゼント	贈呈式（県内幼稚園等）	令和７年11月

Ⅲ　収支予算書（資金ベース）

（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：円）

No.	区分	当年度	前年度	増減	備考
1	Ⅰ 事業活動収支の部				
2	1 事業活動収入				
3	事業収入	709,975,000	732,439,000	△22,464,000	
4	分収林整備事業収入	376,564,000	381,604,000	△5,040,000	
5	販売用資産売却収入	35,680,000	23,661,000	12,019,000	
6	間伐材販売収入	337,883,000	354,942,000	△17,059,000	
7	分収林受託事業収入	3,000,000	3,000,000	-	
8	立木伐倒処理事業収入	1,000	1,000	-	
9	森林調査事業収入	1,000	1,000	-	
10	森林調査受託事業収入	1,000	1,000	-	
11	普及啓発事業収入	720,000	628,000	92,000	
12	普及啓発事業収入	720,000	628,000	92,000	
13	補助金等収入	332,582,000	350,098,000	△17,516,000	
14	造林事業補助金収入	332,582,000	350,098,000	△17,516,000	
15	その他の収入	108,000	108,000	-	
16	基本財産運用収入	1,000	1,000	-	
17	基本財産利息収入	1,000	1,000	-	
18	雑収入	107,000	107,000	-	
19	損失補償金収入	1,000	1,000	-	
20	立木調査収入	1,000	1,000	-	
21	林産物払下収入	1,000	1,000	-	
22	Ｊークレジット販売収入	1,000	1,000	-	
23	雑収入	103,000	103,000	-	
24	事業活動収入計	709,975,000	732,439,000	△22,464,000	
25	2 事業活動支出				
26	事業費支出	572,105,000	618,950,000	△46,845,000	
27	販売用森林資産原価	14,018,000	8,946,000	5,072,000	
28	分収交付金支出	14,017,000	8,945,000	5,072,000	
29	販売経費支出	1,000	1,000	-	
30	直接事業費支出	466,033,000	510,009,000	△43,976,000	
31	分収林整備事業支出	466,031,000	510,007,000	△43,976,000	
32	保育事業費支出	11,216,000	15,291,000	△4,075,000	
33	除伐費支出	-	1,000	△1,000	
34	間伐費支出	11,216,000	15,290,000	△4,074,000	
35	収穫事業費支出	435,897,000	461,229,000	△25,332,000	

（単位：円）

No.	区分	当年度	前年度	増減	備考
36	収穫間伐費支出	418,621,000	444,265,000	△25,644,000	
37	販売委託費支出	17,276,000	16,964,000	312,000	
38	付帯事業費支出	18,917,000	33,486,000	△14,569,000	
39	森林作業道新設費支出	14,842,000	29,724,000	△14,882,000	
40	作業道補修費支出	4,075,000	3,762,000	313,000	
41	立木伐倒処理費支出	1,000	1,000	-	
42	森林調査事業支出	1,000	1,000	-	
43	森林調査受託事業費支出	1,000	1,000	-	
44	普及啓発事業支出	1,000	1,000	-	
45	間接事業費支出	25,639,000	27,251,000	△1,612,000	
46	土地借地料支出	1,000	1,000	-	
47	分収交付金支出	25,638,000	27,250,000	△1,612,000	
48	間伐材販売収入分収交付金支出	25,636,000	27,248,000	△1,612,000	
49	損失補償分収交付金支出	1,000	1,000	-	
50	林産物払下分収交付金支出	1,000	1,000	-	
51	事業資金借入金支払利息支出	66,415,000	72,744,000	△6,329,000	
52	公庫借入金支払利息支出	66,415,000	72,744,000	△6,329,000	
53	管理費支出	133,765,000	123,658,000	10,107,000	
54	人件費支出	92,223,000	87,012,000	5,211,000	
55	役員報酬支出	200,000	200,000	-	
56	職員給料支出	73,337,000	68,794,000	4,543,000	
57	福利厚生費支出	13,211,000	12,506,000	705,000	
58	その他人件費支出	5,475,000	5,512,000	△37,000	
59	臨時雇用賃金支出	4,612,000	4,611,000	1,000	
60	通勤費支出	863,000	901,000	△38,000	
61	事務経費支出	41,542,000	36,646,000	4,896,000	
62	事務諸費支出	33,710,000	28,754,000	4,956,000	
63	事務用品費支出	6,610,000	3,826,000	2,784,000	
64	消耗品費支出	5,754,000	2,763,000	2,991,000	
65	印刷製本費支出	177,000	75,000	102,000	
66	図書等購入費支出	182,000	182,000	-	
67	事務機器賃借料支出	361,000	652,000	△291,000	
68	事務用品等修繕費支出	136,000	154,000	△18,000	
69	ＯＡシステム管理費支出	3,672,000	3,597,000	75,000	
70	システム開発費支出	2,202,000	2,202,000	-	
71	ＯＡ機器賃借料支出	1,272,000	1,197,000	75,000	
72	ＯＡ機器保守管理費支出	198,000	198,000	-	
73	通信運搬費支出	830,000	578,000	252,000	

（単位：円）

No.	区分	当年度	前年度	増減	備考
74	旅費交通費支出	653,000	874,000	△221,000	
75	車両関連費支出	2,148,000	2,710,000	△562,000	
76	燃料費支出	1,236,000	1,314,000	△78,000	
77	車両関連保険料支出	213,000	305,000	△92,000	
78	車両関連修繕費支出	699,000	1,091,000	△392,000	
79	支払保険料支出	5,000	5,000	－	
80	損害保険料支出	5,000	5,000	－	
81	その他の事務費支出	19,792,000	17,164,000	2,628,000	
82	支払手数料支出	905,000	876,000	29,000	
83	会議費支出	56,000	30,000	26,000	
84	租税公課支出	18,795,000	16,231,000	2,564,000	
85	雑費支出	36,000	27,000	9,000	
86	運営費支出	4,078,000	4,128,000	△50,000	
87	報酬費支出	2,200,000	2,200,000	－	
88	運営会議費支出	24,000	45,000	△21,000	
89	交際費支出	6,000	－	6,000	
90	負担金支出	1,835,000	1,872,000	△37,000	
91	広告宣伝費支出	13,000	11,000	2,000	
92	事務所費支出	3,754,000	3,764,000	△10,000	
93	事務所賃借料支出	3,097,000	3,097,000	－	
94	光熱水料費支出	197,000	208,000	△11,000	
95	保守管理費支出	460,000	459,000	1,000	
96	事業活動支出計	705,870,000	742,608,000	△36,738,000	
97	事業活動収支差額	4,105,000	△10,169,000	14,274,000	
98	Ⅱ 投資活動収支の部				
99	1 投資活動収入				
100	特定資産取崩収入	－	－	－	
101	固定資産売却収入	7,000	17,000	△10,000	
102	車両運搬具売却収入	1,000	1,000	－	
103	預託金売却収入	6,000	16,000	△10,000	
104	投資活動収入計	7,000	17,000	△10,000	
105	2 投資活動支出				
106	特定資産取得支出	63,878,000	56,460,000	7,418,000	
107	退職給付引当金積立資産取得支出	2,357,000	1,858,000	499,000	
108	公益目的事業費積立資産取得支出	61,521,000	54,602,000	6,919,000	
109	固定資産取得支出	4,544,000	3,694,000	850,000	
110	車両運搬具取得支出	3,502,000	3,368,000	134,000	
111	預託金取得支出	15,000	15,000	－	

（単位：円）

No.	区分	当年度	前年度	増減	備考
112	工具器具備品取得支出	1,027,000	311,000	716,000	
113	投資活動支出計	68,422,000	60,154,000	8,268,000	
114	投資活動収支差額	△68,415,000	△60,137,000	△8,278,000	
115	Ⅲ 財務活動収支の部				
116	1 財務活動収入				
117	事業資金借入金収入	557,756,000	563,024,000	△5,268,000	
118	森林整備事業借入金収入	557,756,000	563,024,000	△5,268,000	
119	県長期借入金収入	557,756,000	563,024,000	△5,268,000	
120	財務活動収入計	557,756,000	563,024,000	△5,268,000	
121	2 財務活動支出				
122	事業資金借入金返済支出	491,341,000	490,280,000	1,061,000	
123	森林整備事業借入金返済支出	491,341,000	490,280,000	1,061,000	
124	公庫借入金返済支出	491,341,000	490,280,000	1,061,000	
125	リース債務返済支出	2,105,000	2,438,000	△333,000	
126	リース債務返済支出	2,105,000	2,438,000	△333,000	
127	財務活動支出計	493,446,000	492,718,000	728,000	
128	財務活動収支差額	64,310,000	70,306,000	△5,996,000	
129	当期収支差額	-	-	-	

130	前期繰越収支差額	300,000,000	300,000,000	-	
131	当期収入合計	1,267,738,000	1,295,480,000	-	
132	当期支出合計	1,267,738,000	1,295,480,000	-	
133	次期繰越収支差額	300,000,000	300,000,000	-	

※前年度予算額は、補正前の当初予算額を表記している。

法人名 (公財)秋田県林業公社

②令和６年度計算書類等

法人所管課　林業木材産業課

財　　産　　目　　録

令和７年３月31日現在

（単位：円）

No.	区　　分	場所・物量等	使用目的等	金　　額
1	流動資産			
2	現金預金			360,155,986
3	預金			360,155,986
4	普通預金	(株)秋田銀行県庁支店	№1635 運転資金として	360,155,986
5	販売用資産			13,706,096
6	森林整備事業販売用資産			13,706,096
7	分収造林主伐資産	3か所　24ha	(公益目的保有財産) 主伐時期に達した森林資産の販売用資産	13,706,096
8	未収金			11,383,000
9	事業未収金			3,000,000
10	受託事業未収金	秋田県美しい森林づくり協議会	分収林施業転換推進事業委託金	3,000,000
11	その他の未収金			8,383,000
12	その他未収金	伊藤造林、外1件	過払事業費（4収-1-12）、外1件	1,233,000
13	Ｊークレジット未収金	(株)東京証券取引所	Ｊークレジット販売収入	7,150,000
14	その他流動資産			6,391
15	立替金	秋田県森林組合連合会	職員駐車料	6,391
16	流　動　資　産　計			385,251,473
17	固定資産			
18	基本財産			10,000,000
19	基本財産積立資産			10,000,000
20	定期預金	(株)秋田銀行県庁支店	(公益目的保有財産) 運用益を公益目的事業の財源として使用している。	10,000,000
21	特定資産			23,702,543,625
22	特定積立資産			699,083,589
23	負債対応積立資産			11,254,589
24	退職給付引当金積立資産		退職給付引当金に係る積立資産	11,254,589
25	普通預金	(株)秋田銀行県庁支店	№563750	11,254,589
26	一般正味財産対応積立資産			687,829,000
27	公益目的事業費積立資産		(公益目的保有財産) 公益目的事業を安定的に実施するため、翌年度以後に実施する公益目的事業に係る支出の財源確保を目的とした資産である。	687,829,000
28	普通預金	(株)秋田銀行県庁支店	№563769	687,829,000
29	特定事業資産			23,003,460,036
30	森林補助金形成資産	1,906か所 23,997ha （人工林面積）	(公益目的保有財産) 森林の有する公益的機能の維持・増進を目的とした資産である。（指定正味財産の資産形成補助金に係る資産）	23,003,460,036
31	その他固定資産			41,904,234,636
32	事業資産			41,899,097,095
33	森林整備事業資産			41,899,097,095
34	森林資産（分収林勘定）	1,906か所 23,997ha （人工林面積）	(公益目的保有財産) 森林の有する公益的機能の維持・増進を目的とした資産である。なお、森林資産の取得原価は、森林整備に要した費用から森林整備に係る収入を控除した事業費の累積額である。	41,893,640,141
35	その他の事業資産			372,094
36	工具器具備品	ドローン、外1件	(公益目的保有財産) 公益目的事業に供している資産である。	204,118
37	ソフトウェア	収穫管理システム		167,976
38	リース資産			5,084,860
39	工具器具備品	分収林管理システム	(公益目的保有財産) 公益目的事業に供している資産である。	5,084,860
40	有形固定資産			4,297,912
41	その他の有形固定資産			4,297,912
42	車両運搬具	社用車　４台	(共用資産) 公益目的事業及び管理業務に供している資産である。	3,889,657
43	工具器具備品	レーザプリンタ、外14件		408,255
44	無形固定資産			223,848
45	電話加入権	018-865-1101 外3回線	(共用資産) 公益目的事業及び管理業務に供している資産である。	223,848
46	その他の固定資産			615,781
47	その他の資産			615,781
48	預託金	社用車　４台分	(共用資産) 公益目的事業及び管理業務に供している資産である。	36,730
49	長期前払費用	プリンタ保守契約、外３件		579,051

（単位：円）

No.	区　　分	場所・物量等	使　用　目　的　等	金　　額
50	固定資産計			65,616,778,261
51	資　産　合　計			66,002,029,734
52	流動負債			
53	次期返済長期借入金			491,924,042
54	公庫借入金			491,924,042
55	分収林整備事業借入金	(株)日本政策金融公庫	分収林整備事業資金に係る長期借入金の次期返済額	491,924,042
56	リース債務			2,104,080
57	事業資産リース債務	(株)秋田グランドリース	分収林管理システムリース債務	2,104,080
58	未払金			64,380,076
59	事業未払金			21,470,487
60	収穫間伐費	(株)小松組、外2件	間伐材販売収入に対応する費用の見積り計上	14,147,228
61	販売委託費	秋田県森林組合連合会	間伐材販売収入に係る販売委託費	1,222,716
62	間伐材販売収入分収交付金	土地所有者8名分	間伐材販売収入に係る分収交付金	6,100,543
63	管理費未払金			5,160,932
64	人件費			2,737,553
65	職員給料	職員	3月分時間外勤務手当	4,039
66	福利厚生費	秋田年金事務所、外1件	3月分社会保険料(事業主負担分)、外1件	629,667
67	退職給付	職員	退職金	1,939,291
68	臨時雇用賃金	臨時職員	3月分給料(時間外勤務手当含む)	162,556
69	通勤費	臨時職員	3月分通勤費	2,000
70	事務経費			2,423,379
71	消耗品費	朝日ビジネス(株)、外2件	消耗品3月分、外2件	131,274
72	事務機器賃借料	(株)アイネックス	2・3月分コピー代	10,025
73	OA機器賃借料	山二システムサービス(株)、外1件	2・3月分勤怠管理システム利用料、外1件	9,900
74	通信運搬費	日本郵便(株)、外1件	3月分後納郵便、外2件	48,610
75	旅費交通費	(株)秋田ジェーシービーカード	2・3月分ETC使用料	38,540
76	燃料費	大民石油販売(株)	3月分ガソリン代	56,969
77	修繕費	大民石油販売(株)	洗車会員費	4,400
78	支払手数料	(株)秋田銀行県庁支店、外2件	3月分ビジネスIB月間手数料、外2件	18,821
79	報酬費	河野隆治	1月～3月分監査料	550,000
80	負担金	秋田県美しい森林づくり協議会	施業転換推進事業負担金	1,500,000
81	租税公課	(一財)民事法務協会	3月分登記情報提供サービス	54,840
82	その他の未払金			37,748,657
83	未払消費税	秋田南税務署	消費税未払分	37,742,000
84	その他未払金	職員	立替払い分	6,657
85	未払費用			37,069,447
86	公庫未払利息	(株)日本政策金融公庫	約定返済日から年度末までの未払利息	37,069,447
87	流動負債計			595,477,645
88	固定負債			
89	長期借入金			36,675,415,901
90	公庫借入金			4,297,648,059
91	事業資金借入金			4,297,648,059
92	分収林整備事業借入金	(株)日本政策金融公庫	分収林整備事業資金に係る公庫借入金(次期返済分除く)	4,297,648,059
93	県借入金			32,377,767,842
94	事業資金借入金			32,377,767,842
95	分収林整備事業借入金	秋田県	分収林整備事業資金に係る県長期借入金(次期返済分除く)	32,377,767,842
96	リース債務			2,980,780
97	事業資産リース債務	(株)秋田グランドリース	分収林管理システムリース債務	2,980,780
98	長期未払費用			5,894,648,236
99	森林整備事業未払費用			5,894,648,236
100	支払利息未払費用	秋田県	県借入金に係る支払利息の未払費用(次期返済分除く)	5,894,648,236
101	引当金			11,254,589
102	退職給付引当金	職員11名分		11,254,589
103	固定負債計			42,584,299,506
104	負　債　合　計			43,179,777,151
105	正味財産			
106	指定正味財産			23,013,460,036
107	出捐金及び補助金			10,000,000
108	出捐金	秋田県	秋田県からの出捐金であり、基本財産として保有している。	10,000,000
109	補助金			23,003,460,036
110	森林資産形成補助金	秋田県	森林補助金形成資産に対応する補助金	23,003,460,036
111	一般正味財産			△191,207,453
112	正　味　財　産　合　計			22,822,252,583
113	負債・正味財産合計			66,002,029,734

令和６年度事業報告

Ⅰ　法人の概況

1. 設立年月日
昭和41年４月１日

2. 定款に定める目的
　この法人は、秋田県内において、森林の有する公益的機能を高度に発揮させるとともに、森林資源の持続的利用を図るための森林整備の推進や、森林・林業に関する普及啓発等を行うことにより、自然環境の保全、県土の緑化、農山村の振興並びに県民生活の向上に寄与することを目的とする。

3. 定款に定める事業内容
(1)分収造林及び分収育林に関すること
(2)森林の経営及び施業の受託並びに森林に関する調査の受託に関すること
(3)分収造林及び分収育林制度の促進に関すること
(4)森林・林業の普及啓発に関すること
(5)林業の経営、技術の指導等林業の振興に関すること
(6)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

4. 所管官庁に関する事項
秋田県農林水産部林業木材産業課

5. 主たる事務所の状況
主たる事務所：秋田県秋田市川元山下町８番28号

6. 役員等に関する事項

役　職	氏　名	常勤・非常勤の別	担当職務・現職
評 議 員	小松　佳和	非常勤	秋田県森林組合連合会 代表理事会長
評 議 員	大坂　真一	非常勤	秋田県木材産業協同組合連合会　理事長
評 議 員	山田　一成	非常勤	秋田県素材生産流通協同組合　理事長
評 議 員	川口　　一	非常勤	秋田県森林・林業・林産業活性化推進議員の会　会長
理 事 長	齊藤　正喜	非常勤	秋田県 農林水産部 次長
専務理事	小坂　琢也	常　勤	秋田県 農林水産部 課長待遇
理　　事	笹村　　守	非常勤	秋田県森林組合連合会　参事
理　　事	仙北谷　彰	非常勤	秋田県素材生産流通協同組合　専務理事
理　　事	櫻田　良弘	非常勤	(公財)秋田県林業労働対策基金　専務理事
理　　事	酒井　俊一	非常勤	指導林家
監　　事	髙井　宏司	非常勤	公認会計士、税理士
監　　事	小坂　安孝	非常勤	学識経験者
会計監査人	河野　隆治	非常勤	公認会計士、税理士

令和７年３月31日現在

7. 職員に関する事項

職員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子 9名	-1名	37歳6か月	8年0か月
女子 2名	ー	38歳3か月	1年9か月
合計 11名	-1名	37歳7か月	6年10か月

令和７年３月31日現在

Ⅱ　事業の状況

1. 事業の実施状況

　森林が有する国土保全や水源かん養等の機能に加え、脱炭素社会の実現に向け、森林の二酸化炭素吸収源としての役割に大きな期待が寄せられていることから、間伐等の適切な森林整備の着実な実施がますます重要になっている。
　令和６年度事業としては、公社林整備の主体となっている収穫間伐事業については、夏の豪雨災害の影響や木材需要の低迷があった中、事業面積は計画に対して微減となったものの、販売材積はほぼ計画どおりの数量を確保できたほか、県営林の整備に向けた立木調査等の受託や、ニューグリーンマイスター育成学校への講師派遣等による普及啓発等、公益目的事業の推進に積極的に取り組んだ。

（１）分収林整備事業
- 保育事業として、若齢林の間伐を27ha実施
- 収穫事業として、６齢級以上の生育良好な林分の収穫間伐を610ha実施
- 収穫間伐実施箇所において、作業道1,964mを開設

（２）販売事業
- 主伐事業として、契約期間が満了となった林分24haについて立木処分を実施
- 収穫間伐事業として、間伐材35,006㎥を販売し333百万円の売上を計上

（３）受託事業
- 分収林等施業転換推進事業として、施業方法や分収比率の見直しについて土地所有者と交渉し、42haの契約変更を実施
- 森林調査事業として、県営林のスギ林の調査とともに、広葉樹林の立木調査も受託し、合わせて94haを実施

（４）普及啓発事業
- 林業大学校トップランナー養成研修、ニューグリーンマイスター育成学校、「緑の雇用」フォレストワーカー研修へ講師を派遣
- 64か所の幼稚園等に対し、間伐材を利用したクリスマスツリー73本をプレゼント
- 公社の活動内容等について県民に幅広く周知するため、ホームページの充実を図るとともに、「林業公社だより」を発行し経営状況等を公開

（１）分収林整備事業

項　　目		事業量	事業費(円)	備　　考
① 保育事業		27 ha	4,642,000	
	間伐事業	27 ha	4,642,000	５～７齢級を主体に不用木の除去、不良木の淘汰
② 収穫事業			436,284,297	
	収穫間伐事業	610 ha	417,804,396	６齢級以上の生育良好な林分における搬出間伐
	販売委託費	35,006 ㎥	18,479,901	秋田県森林組合連合会へ販売委託
③ 付帯事業			4,074,400	
	作業道開設事業	1,964 m	3,854,400	効率的な木材搬出のための作業道開設 (令和６年度収穫間伐事業実施箇所)
	道路補修事業	1 か所	220,000	既設作業道及び周辺道路への砕石補充･敷き均し等
計			445,000,697	

（２）販売事業

項　　　目		事業量	販売額(円)	備　　　考
① 主伐事業		24 ha	23,554,700	契約期間満了に係る契約地等の立木処分等(9,291㎥)
② 収穫間伐事業		35,006 ㎥	333,265,620	搬出間伐に伴う素材販売
	製材	13,108 ㎥	144,412,336	木材流通センター共販・山元販売等
	合板	9,571 ㎥	124,493,964	合板製造工場への搬入
	バイオマス材	12,327 ㎥	64,359,320	チップ工場への搬入
計			356,820,320	

（３）受託事業

項　　　目		事業量	受託額(円)	契約者・内容
① 分収林施業転換推進事業(契約変更)		42 ha	3,000,000	秋田県美しい森林づくり協議会 ・土地所有者に対する契約変更交渉
	施業方法の見直し(針広混交林化)	21 ha		
	分収比率の見直し	21 ha		
② 森林調査事業		94 ha	5,672,700	
	県営林立木調査事業	74 ha	1,865,600	秋田県森林組合連合会 ・立木調査、調書作成補助
	県営林立木調査事業（広葉樹）	20 ha	3,807,100	秋田県 ・立木調査、調書作成
計			8,672,700	

（４）普及啓発事業

項　　　目	内容	実施時期
① 緑の募金	街頭キャンペーン活動 (秋田駅前 仲小路大屋根下など)	R6.4.20
② ニューグリーンマイスター育成学校	講師派遣(測樹、測量)	R6.5.14 R6.5.20～5.21
③ 秋田県林業トップランナー養成研修（秋田林業大学校）	講師派遣(測量)・研修フィールド提供	R6.5.27～5.28
④ 「緑の雇用」フォレストワーカー１年次生集合研修	講師派遣(測樹、測量)	R6.7.3～7.4
⑤ クリスマスツリープレゼント	64園、73本 (贈呈式：仁井田幼稚園)	R6.11.27

2. 役員会等に関する事項

令和６年４月１日　第１回臨時理事会

開 催 方 法	決議の省略の方法による
出　席　等	提案書に対し、理事６名全員の書面による同意の意思表示及び監事２名全員の書面による異議のない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。
議 案 第 １ 号	臨時評議員会の招集について　（承認）

令和６年４月１日　第１回臨時評議員会

開 催 方 法	決議の省略の方法による
出　席　等	提案書に対し、評議員５名全員の書面による同意の意思表示を得た日をもって、評議員会の決議があったものとみなされた。
議 案 第 １ 号	理事の辞任に伴う補欠選任について　（承認）

令和６年４月１日　第２回臨時理事会

開催方法	決議の省略の方法による
出席等	提案書に対し、理事６名全員の書面による同意の意思表示及び監事２名全員の書面による異議のない旨の意思表示を得た日をもって、理事会の決議があったものとみなされた。
議案第１号	代表理事の選定について　（承認）

令和６年５月28日　令和５年度事業･決算監査

開催場所	秋田市川元山下町８番28号　森林ビル４階　林業公社会議室
出席者	監事２名　理事１名
監査意見	適正に処理しているものと認められた。

令和６年６月11日　第１回通常理事会

開催場所	秋田市川元山下町８番28号　森林ビル３階　研修室
出席者	理事６名　監事２名
議案第１号	令和５年度事業報告及び収支決算の承認について　（承認）
議案第２号	行政庁に提出する事業報告等について　（承認）
議案第３号	令和５年度定時評議員会の開催について　（承認）
議案第４号	諸規程の一部改正について　（承認）

令和６年６月26日　定時評議員会

開催場所	秋田市川元山下町８番28号　森林ビル３階　研修室
出席者	評議員４名　理事２名　監事１名
議案第１号	令和５年度事業報告及び収支決算の承認について　（承認）
議案第２号	任期満了に伴う会計監査人の選任について　（承認）
議案第３号	理事及び監事の報酬額について　（承認）

令和７年３月11日　第２回通常理事会

開催場所	秋田市川元山下町８番28号　森林ビル３階　研修室
出席者	理事６名　監事２名
議案第１号	令和６年度事業実績見込み及び収支補正予算について　（承認）
議案第２号	令和６年度特定資産の積立額の変更について　（承認）
議案第３号	令和７年度事業計画及び収支予算について　（承認）
議案第４号	令和７年度特定資産の積み立てについて　（承認）
議案第５号	令和７年度会計監査人の報酬限度額について　（承認）
議案第６号	令和７年度借入金の限度額について　（承認）
議案第７号	資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認について　（承認）
議案第８号	理事長への委任事項について　（承認）
議案第９号	組織規程の一部改正について　（承認）

3. 収支及び正味財産増減の状況並びに財産の状態の推移

（単位:千円）

事業年度	令和３年３月期	令和４年３月期	令和５年３月期	令和６年３月期	令和７年３月期
前期繰越収支差額	149,531	120,530	262,670	296,370	305,764
当期収入合計	1,100,098	1,660,433	1,498,409	1,528,528	1,713,332
当期支出合計	1,129,099	1,518,293	1,464,709	1,519,134	1,711,931
当期収支差額	△ 29,001	142,140	33,700	9,394	1,401
次期繰越収支差額	120,530	262,670	296,370	305,764	307,165
資産合計	64,131,522	64,656,960	65,148,073	65,629,851	66,002,030
負債合計	42,785,109	42,909,571	43,059,170	43,139,827	43,179,777
正味財産	21,346,413	21,747,390	22,088,902	22,490,024	22,822,253

注…端数処理により、差額は一致しない場合がある。

Ⅲ　法人の課題

公益的機能を確保した森林整備と持続可能な森林経営の確立

Ⅳ　株式保有している場合の概要

該当事項なし

Ⅴ　決算後生じた法人の状況に関する重要な事実

該当事項なし

貸　借　対　照　表

令和７年３月31日現在

（単位：円）

No.	科目	当年度	前年度	増減
1	Ⅰ 資産の部			
2	1 流動資産			
3	現金預金	360,155,986	384,852,995	△24,697,009
4	販売用資産	13,706,096	15,277,692	△1,571,596
5	森林整備事業販売用資産	13,706,096	15,277,692	△1,571,596
6	未収金	11,383,000	2,200,000	9,183,000
7	その他流動資産	6,391	–	6,391
8	流動資産合計	385,251,473	402,330,687	△17,079,214
9	2 固定資産			
10	基本財産			
11	基本財産積立資産	10,000,000	10,000,000	–
12	基本財産合計	10,000,000	10,000,000	–
13	特定資産			
14	特定積立資産	699,083,589	217,808,656	481,274,933
15	退職給付引当金積立資産	11,254,589	9,743,656	1,510,933
16	公益目的事業費積立資産	687,829,000	208,065,000	479,764,000
17	特定事業資産	23,003,460,036	22,651,737,435	351,722,601
18	森林補助金形成資産	23,003,460,036	22,651,737,435	351,722,601
19	特定資産合計	23,702,543,625	22,869,546,091	832,997,534
20	その他固定資産			
21	事業資産	41,899,097,095	42,344,749,037	△445,651,942
22	森林整備事業資産	41,899,097,095	42,344,749,037	△445,651,942
23	森林資産（分収林勘定）	41,893,640,141	42,336,982,617	△443,342,476
24	その他の事業資産	372,094	577,480	△205,386
25	リース資産	5,084,860	7,188,940	△2,104,080
26	有形固定資産	4,297,912	2,644,829	1,653,083
27	無形固定資産	223,848	223,848	–
28	その他の固定資産	615,781	356,451	259,330
29	その他固定資産合計	41,904,234,636	42,347,974,165	△443,739,529
30	固定資産合計	65,616,778,261	65,227,520,256	389,258,005
31	資産合計	66,002,029,734	65,629,850,943	372,178,791
32	Ⅱ 負債の部			
33	1 流動負債			
34	次期返済長期借入金	491,924,042	490,550,553	1,373,489
35	リース債務	2,104,080	2,436,060	△331,980
36	未払金	64,380,076	80,694,120	△16,314,044
37	未払費用	37,069,447	41,150,272	△4,080,825
38	預り金	–	594,671	△594,671
39	流動負債合計	595,477,645	615,425,676	△19,948,031
40	2 固定負債			
41	長期借入金	36,675,415,901	36,614,924,650	60,491,251
42	リース債務	2,980,780	5,084,860	△2,104,080
43	長期未払費用	5,894,648,236	5,894,648,236	–
44	退職給付引当金	11,254,589	9,743,656	1,510,933
45	固定負債合計	42,584,299,506	42,524,401,402	59,898,104
46	負債合計	43,179,777,151	43,139,827,078	39,950,073
47	Ⅲ 正味財産の部			
48	1 指定正味財産			
49	出捐金	10,000,000	10,000,000	–
50	補助金	23,003,460,036	22,651,737,435	351,722,601
51	指定正味財産合計	23,013,460,036	22,661,737,435	351,722,601
52	（うち基本財産への充当額）	(10,000,000)	(10,000,000)	(–)
53	（うち特定資産への充当額）	(23,003,460,036)	(22,651,737,435)	(351,722,601)
54	2 一般正味財産	△191,207,453	△171,713,570	△19,493,883
55	（うち基本財産への充当額）	(–)	(–)	(–)
56	（うち特定資産への充当額）	(687,829,000)	(208,065,000)	(479,764,000)
57	正味財産合計	22,822,252,583	22,490,023,865	332,228,718
58	負債及び正味財産合計	66,002,029,734	65,629,850,943	372,178,791

正 味 財 産 増 減 計 算 書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）

（単位：円）

No.	区　　分	当年度	前年度	増減
1	Ⅰ 一般正味財産増減の部			
2	1 経常増減の部			
3	⑴ 経常収益			
4	① 公益目的事業会計	786,460,301	501,537,290	284,923,011
5	森林整備事業収益	786,460,301	501,537,290	284,923,011
6	分収林整備事業収益	780,029,493	492,520,276	287,509,217
7	森林調査事業収益	5,672,700	8,254,400	△2,581,700
8	普及啓発事業収益	758,108	762,614	△4,506
9	② 法人会計	-	7,260	△7,260
10	経　常　収　益　計	786,460,301	501,544,550	284,915,751
11	⑵ 経常費用			
12	① 公益目的事業会計	725,565,107	884,602,124	△159,037,017
13	森林整備事業費	725,565,107	884,602,124	△159,037,017
14	分収林整備事業費	721,855,367	877,498,544	△155,643,177
15	森林調査事業費	2,220,864	5,465,369	△3,244,505
16	普及啓発事業費	1,488,876	1,638,211	△149,335
17	② 法人会計	9,665,309	12,487,682	△2,822,373
18	経　常　費　用　計	735,230,416	897,089,806	△161,859,390
19	森林資産勘定振替前当期経常増減額	51,229,885	△395,545,256	446,775,141
20	森林資産勘定振替額	△46,519,870	408,771,859	△455,291,729
21	当期経常増減額	4,710,015	13,226,603	△8,516,588
22	2 経常外増減の部			
23	⑴ 経常外収益			
24	固定資産売却益	162,478	-	162,478
25	指定正味財産からの振替額	9,898,202	7,349,732	2,548,470
26	経　常　外　収　益　計	10,060,680	7,349,732	2,710,948
27	⑵ 経常外費用			
28	固定資産除却損	-	1	△1
29	販売用資産評価損	28,301,419	25,281,908	3,019,511
30	契約解除に伴う森林資産除却額	5,963,159	-	5,963,159
31	経　常　外　費　用　計	34,264,578	25,281,909	8,982,669
32	当期経常外増減額	△24,203,898	△17,932,177	△6,271,721
33	当期一般正味財産増減額	△19,493,883	△4,705,574	△14,788,309
34	一般正味財産期首残高	△171,713,570	△167,007,996	△4,705,574
35	一般正味財産期末残高	△191,207,453	△171,713,570	△19,493,883
36	Ⅱ 指定正味財産増減の部			
37	受取補助金等	361,620,803	413,176,745	△51,555,942
38	一般正味財産への振替額	△9,898,202	△7,349,732	△2,548,470
39	当期指定正味財産増減額	351,722,601	405,827,013	△54,104,412
40	指定正味財産期首残高	22,661,737,435	22,255,910,422	405,827,013
41	指定正味財産期末残高	23,013,460,036	22,661,737,435	351,722,601
42	Ⅲ 正味財産期末残高	22,822,252,583	22,490,023,865	332,228,718